

関宮小さな拠点（仮称）整備事業

「地域活性化バンク（仮称）」 登録者募集

令和9年度から供用開始する「関宮小さな拠点（仮称）」（以下、「拠点」という。）の活用方法やにぎわいを創出し、本拠点を中心として市全体の活性化を図るとともに、積極的に市民が活動できる風土を醸成するため、活動している（活動していきたい）個人や団体などを募集します。「地域活性化バンク（仮称）」は、登録者同士での施設活用の協議や情報共有、アイデアを出し合うなどの活動を行い、拠点オープン当初からすぐに活動ができるように体制を整えることを目的としています。

※登録者だけが本拠点を利用できるということではありません。

1. 募集要件

- (1) 代表者を定め活動をしている団体
- (2) 地域活性化に向け意欲のある個人・団体
- (3) 地域活性化に向けた会議や取組に参加できる方

※応募には地域や年齢などの制限は一切ありません

<募集する個人・団体の例>

- ① 飲食関係(店の出店、キッチンカーなど)
- ② 文化芸術関係(文化協会等)
- ③ スポーツ関係
- ④ 農産物と直売所関係
- ⑤ 各地区老人クラブ
- ⑥ 市内外のこども園
- ⑦ 市内外の小中学校
- ⑧ 市内外の高等学校
- ⑨ 展示関係
- ⑩ 自治協議会などの団体
- ⑪ その他

2. 活動内容等

- (1) 施設活性化のための協議
- (2) 登録者同士との情報共有や連携協議
- (3) 活動のアイデアを提案し新たな取組の創出
- (4) その他

<活動例>

- ① コミュニケーションを通してつながりあう場
 - ・ 仲間との親睦会
 - ・ ワークショップ
 - ・ 展示会
 - ・ ポップアップストア
 - ・ 音楽会
 - ・ 観光案内
 - ・ 子ども向けのイベント
 - ・ パブリックビューイング
 - ・ 書道パフォーマンス
 - ・ 生涯学習
 - ・ その他
- ② 美味しい食事、楽しみつながりをもつ場
 - ・ カフェ、せきのみやモール、せきのみやガーデンで出店
 - ・ コアキングスペースで仕事や勉強
 - ・ その他

3. 活動期間

活動期間は年度ごととし、次年度の登録延長の有無を当該年度末に確認する

4. 申込期限

申込期限はありません（随時受付）

5. 申込先・問い合わせ先（詳細は登録用紙に記載）

- (1) 関宮地域局内 関宮小さな拠点整備推進室
- (2) 関宮各地域自治組織
- (3) 関宮区長会（地域局内区長会事務局）

※申込は、郵送、メール、ファックス、持参のどれでも可能